

お年寄りと税金

★はじめに

お年寄りと関係の深い税金として、「年金と確定申告」「贈与税」「相続税」が考えられます。

今回は、これらについて簡単に紹介しますが、詳しく知りたい場合やその他の税金については、下欄の「★お問い合わせ先」にご相談ください。

★年金と確定申告

年金には、国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給、確定給付企業年金などの「公的年金等」と、生命保険契約や生命共済契約に基づく年金、互助年金などの「公的年金以外の年金」があります。

公的年金等の収入額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要です。

なお、多額の医療費を支払った場合や、災害や盗難にあった場合、住宅

ローンを使ってマイホームを取得した場合などは、確定申告をすると所得税が還付され、住民税も少なくな

る場合がありますので、税務署等にご相談ください。

また、年金以外に給与所得などの収入が、20万円以上の方は、確定申告が必要です。

確定申告の受付は、基本的には毎年2月16日から3月15日ですが、還付申告は2月15日以前でもできます。

★贈与税

財産の贈与を受けると、贈与を受けた人(受贈者)は贈与税の課税対象となります。

贈与税は、「暦年課税」か「相続時精算課税」のいずれかの方法で課税されますが、財産を贈与した人(贈与者)ごとにいずれかを選択できます。

暦年課税は、1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算する

ものです。

相続時精算課税は、贈与を受けるたびに毎に申告が必要ですが、特別控除額(2500万円)を超えた時に贈与税を支払うこととなります。

そして、贈与者が亡くなったときに相続税から「支払った贈与税」を控除してもらうという方法です。

この方法をとることができるのは、贈与者が65歳以上であって、受贈者が20歳以上の相続人である子女であることが要件になっています。

配偶者が贈与を受けた場合は、一定の要件を満たすと、110万円の基礎控除のほかに最高2000万円の配偶者控除が受けられる場合がありますので、税務署等に相談して、上手に活用してください。

なお、贈与により土地・家屋を取得したときは「不動産取得税」(県税)がかかります。

★相続税

相続税は、亡くなった人から各相続人(相続を受ける人)等が相続や遺贈などにより取得した財産の合計額が基礎控除額を超える場合に、課税の対象となります。

平成24年の基礎控除額は、「5000万円+1000万円×(法定相続人

の数)」となっています。

また、相続人が配偶者である場合の配偶者控除、未成年者である場合の未成年者控除、障害者である場合の障害者控除があります。

なお、相続税の評価は、一般的に、建物は固定資産税評価額により、土地は路線価や倍率方式により算定されます。

★お問い合わせ先

●鹿児島税務署

(099-255-8111)

(面接相談は、事前予約が必要です。)

●なお、鹿児島シルバー110番では、毎月第三木曜日(9時〜12時)に税務相談を行っていますので、ご利用ください。

フリーダイヤル

0120-165270

電話

099-250-0110

